

平成 2 8 年 第 5 回

おおい町農業委員会議事録

おおい町農業委員会
(平成 2 8 年 4 月 2 6 日)

召集年月日 平成28年4月26日(火)

召集の場所 おおい町役場正庁ホール

開会 平成28年4月26日 午後3時30分

閉会 平成28年4月26日 午後4時15分

出席委員(12名)

1番 早川 和夫(会長) 2番 溝口 智也 3番 菅原 儀左エ門

4番 岡 秀 夫 5番 山本 修 7番 桑田 建太郎

8番 松宮 重信(職務代理) 9番 細川 正博

11番 櫻井 隆治 12番 松井 厚雄 13番 見城 紀彦

14番 古池 洋子

欠席委員(2名)

6番 神野 淳一 10番 木村 憲雄

出席事務局

事務局長 反田志郎 次長 島田文紀 書記 竹浦千鶴

提出議案

議案第9号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農
地利用集積計画審議について

議案第10号 大飯農業振興地域整備計画の変更について

議案第11号 名田庄農業振興地域整備計画の変更について

報告第6号 農地変換届

報告第7号 農地変換届

事務局長

皆さんご苦労様です。

ただ今から、平成28年第5回おおい町農業委員会を開催いたします。

本日の日程についてご案内をさせていただきます前に、6番神野委員、10番木村委員の2名から欠席の連絡を受けております。

本日の議案は、あらかじめ届けさせていただいております3議案と報告2件を予定しております。

開会にあたりまして、会長から、開会のあいさつをいただきたいと存じます。

会長、よろしく願いいたします。

会長

本日は、平成28年第5回おおい町農業委員会を招集させて頂きましたところ、皆様方には、何かとお忙しい中、ご出席頂きまして誠にありがとうございます。

それでは、本日上程の3議案と報告2件、慎重審議いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

[開 会]

議長

それではただ今から議事に入ります。

本日の出席委員は、12名でございまして、おおい町農業委員会会議規則第6条の規定により、在任する委員の過半数の出席がありますので会議が成立いたします。よって、お手元の会議日程に基づいて会議を進めさせていただきます。

[日程 1]

議長

日程1 会議録署名委員の指名についてであります。恒例により、わたしのほうから指名させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長

それでは、4番 岡委員さんと 5番 山本委員さんを指名いたします。

[日程 2]

議長 日程2 議案第9号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画審議についてを議題とします。

議案の内容について事務局から説明致します。

局長 はい、議長。

議案第9号は、農業経営基盤強化促進法の第18条に基づく農地の利用権を設定するものでありますが、詳細については、書記に説明させます。

書記 はい、議長

(議案朗読)

3頁の集積計画の○番から○番の○筆計○○㎡は、○○で○○○○を整備しております○○○○○○○○○○が、○の○○用の農地として10年間の賃借権設定により借り受けるものでございまして、本日の報告議案第6号に関連するものでございます。

○番の○○氏の農地が再となっておりますのは、その土地に利用権設定がなされていたかどうかを判断基準としておりまして、以前は別の担い手の方の設定がされておりましたことから再設定となります。

利用権を設定せず貸し借りがされている農地に利用権を設定する場合は新規設定となります。

また、○○の○○○○○○○氏の設定は、○筆計○○㎡を10年間の賃借権により新規設定するものでございます。

利用権設定の判断基準は、農地法第3条第2項に耕作するための条件確認がございまして、ひとつでも該当する場合は許可が出来ないこととなっておりますが、この申請では該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 ただ今、事務局から説明がありました。本来ですと、農地専門委員さんに農地であるための現地確認をしていただき報告を願うところではありますが、今回は、事務局にて確認いたしましたので、事務局より現状を報告いたします。

書記 本案につきましては、25日の午後、島田次長と現地を確認してまいりました。

〇〇〇〇〇〇〇〇〇の〇筆は畑に埋立てるための測量がされておりました。

〇〇氏の設定地はそれぞれ水張がされておりました。

議長 ごくろうさまでした。

次回委員会より、農地委員さんの現地報告をお願いすることとなりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、事務局からの説明と報告がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

(意見・質問)

議長 ご意見、ご質問がないようですが、何かご異議はございませんか。

(異議)

議長 ご異議がないようでございますので、議案第9号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画審議については、同意することといたします。

[日程 3]

議長 日程3 議案第10号 大飯農業振興地域整備計画の変更について を議題とします。この案件は、おおい町長から意見を求められたものであります。

それでは、議案の内容について事務局から説明致します。

局長 はい、議長

議案第10号は、〇〇の〇〇〇が〇〇区の農地の一部を借り受け、作業員寮兼事務所の駐車場を整備するために、当該用地を農振農用地区域から除外することの是非について、おおい町長が、農業委員会の意見を求めるものであります。詳細については、次長に説明させます。

次長 はい、議長

農業振興地域整備計画の変更とは、町が定めております農業振興地域整備計画書にあります農業を振興する区域として指定の「農振・農用地区域」から住宅建設等、農用地区域を利用せざる得ない場合に限り農用地区域から「除外する」場合や、逆に、土地改良事業を実施しようとする場合、「編入する」として、農業振興地域整備計画を変更するものがあります。

この整備計画によりまして、農業振興に資する農地として農用地区域を指定することや、土地改良事業を実施したり、優良農地や農業用施設用地として設定し、宅地への転用や開発行為等を厳しく制限することとなっています。

なお、本町では、旧町村単位でそれぞれの整備計画書があります。

(議案資料説明 5p～8p)

14頁をご覧ください。

申請地である〇〇〇〇は、〇〇㎡ありますが、その東側半分の〇〇㎡は平成〇〇年の第〇〇回変更により、農用地除外がされ、その後、駐車場に転用されました。

今回は、残地〇㎡についての除外申請になります。

15頁をご覧ください。

赤色で囲んだ申請地の北側には、工事作業員宿舎70室のものが1棟と、事務所兼宿舎1棟、合わせて2棟が建設されています。

駐車場の現況としては、工事作業員宿舎1棟70室に入居する作業員の自家用車及び社用車を駐車するためものとして、宿舎北側の西街道に面した部分と、今回申請地の東側で合わせて48台分の駐車場が整備されておりましたが、昨年の秋に事務所兼宿舎が建設されたことにより、その入居者及び打合せ等来客用の駐車場が必要になったこと、また、工所用車両により通勤する場合もあることから、その駐車場所を整備するため、今回の申請になったものです。

9頁に戻りますが、申請地は、県営圃場整備により整備された圃場でありまして第1種農地に該当しますが、第1種農地の例外規定であります、既存の施設の拡張(拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る。)に該当し、規模も駐車台数や作業用車両の駐車を考えますと妥当であり、また、農地の縁辺部に位置し、利用集積の行われる場所でないこと、隣接する農地への被害防除対策の計画も妥当なものであることから、やむを得ないも

のと判断いたします。

議長 　ただ今、事務局から説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

松井委員 　一時的な転用なのか、永久的なのか。
資料9頁の地目は田で、転用されている部分の表記は田で良いのか。

次長 　永久転用ですが、分筆登記されていないため、地目の変更ができません。

松井委員 　周辺に遊休農地が多いと思うが、一帯を利用した農業計画はあるのか。あればその計画に支障が出ないのか。

松宮委員 　〇〇はため池がないので作るのが難しい。

次長 　利用意向調査をしております、5月末の閉めで集計します。今後の対応を、推進員と共に検討したい。

議長 　ご意見、ご質問がないようですが、何かご異議はございませんか。

(異議)

議長 　ご異議がないようでございますので、議案第10号 大飯農業振興地域整備計画の変更については特段の意見無しとして回答することにします。

[日程 4]

議長 　日程4 議案第11号 名田庄農業振興地域整備計画の変更について を議題とします。この案件は、おおい町長から意見を求められたものであります。
それでは、議案の内容について事務局から説明致します。

局長 　はい、議長
議案第11号は、おおい町〇〇〇〇〇区の〇〇〇さんが、義父名義の農地に自己所有の倉庫兼車庫を建設する計画

と、〇〇〇〇〇区の〇〇〇さんが、妻所有の農地及び同じく〇〇〇区の〇〇〇氏所有の農地に、自身が経営する〇〇〇〇会社の事業所兼倉庫、駐車場、資材置場の整備を行う計画、最後に、〇〇〇〇〇区の〇〇〇さんが、義理の祖父所有の農地に、自己所有の住宅を建設する計画につき、農振農用地区域から除外することの是非について、おおい町長が、農業委員会の意見を求めるものであります。

詳細については、次長に説明させます。

次 長 はい、議長

(議案資料説明 16p～19p)

20頁からご覧ください。

〇〇〇〇〇区の〇〇〇さんの計画については、義父名義の農地に建つ既存の平屋建て倉庫を建替えて、木造二階建ての倉庫兼車庫を建設するものです。

居住する母屋が手狭になってきたことから、生活用品等の収納場所として、また、自家用車合計〇台の車庫とする内容となっています。

申請地は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設、公益的施設が連たんする区域の縁辺部に位置し、集落内では、農用地以外の土地の入手が出来なかったこと、また、農地の2辺を公衆道路と接し、他の1辺も申請人の住居と接していることから、総合的利用や集約化に影響がないことから、やむを得ないものと判断いたします。

なお、計画地のうち〇㎡は、既存倉庫のため転用されていることから、始末書を提出させることにより対応することとしております。

続いて、29頁からの〇〇〇〇〇区の〇〇〇さんの計画についてですが、申請人は、〇〇〇〇会社を経営しており、現在の事務所は、妻所有の土地に建設された建物内に事務所を構えています。他の会社を営む〇〇がその場所に事務所を構えることになったことから、所有者である妻より明け渡しを求められたため、自己が所有する農地に事務所兼倉庫の建設と、駐車場、資材置場を整備するものです。

建設・作業用車両の走行や、建設資材等の搬出入を行うことから、騒音の発生により民家との隣接が困難なことや、農地の縁辺部に位置し、効率的な利用や集約化に対する影響がないことから、やむを得ないものと判断いたします。

なお、計画地は、20数年前より、既に資材置場として使用

されてきたところでありまして、始末書を提出させることにより対応することとしております。

最後に、38頁からの〇〇〇〇〇区の〇〇さんの計画については、義理の祖父名義の農地を使用貸借し、住宅を建設するものであります。

申請地は、東側は公衆用道路、また南側と北側は宅地など三辺を非農地と接しており、また、名田庄村の当時に、造成された分譲住宅地に隣接しています。

一般住宅建設のため農地を転用できる面積は、500㎡以下とされておりますが、この申請は、その以内であり、木造二階建て、建築面積〇〇㎡の住宅と、自動車〇台を収容する車庫を建設する一般住宅として、妥当な規模であります。

集落内で、代替できる土地が入手できなかったこと、接する農地は、今回申請中の農地所有者であることから、効率的な利用や集約化への影響がないことから、やむを得ないものと判断いたします。

議 長 　　ただ今、事務局から説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

（意見・質問）

議 長 　　ご意見、ご質問がないようですが、何かご異議はございませんか。

（異議）

議 長 　　ご異議がないようでございますので、議案第11号 名田庄農業振興地域整備計画の変更については特段の意見無しとして回答することにします。

〔日程 5〕

議 長 　　日程5 報告第6号 農地変換届について を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

局 長 　　報告第6号は先ほどの議案第9号利用権設定をご審議いただいた、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇での変換届でございます。詳細は書記に説明させます。

書記 (議案朗読)

議長 では、報告第6号につきまして、ご意見、ご質問ございませんか。

(意見・質問)

[日程 8]

議長 日程8 報告第7号 農地変換届について を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

局長 報告第7号は平成27年第〇回委員会議案第〇号にて、大飯農業振興地域整備計画の変更を審議いただき、平成〇〇年〇月〇〇日付で農用地区域外に除外されたところでございますが、畑にする変換届でございます、詳細は書記に説明させます。

書記 (議案朗読)

現地は、草刈りがされておりまして、問題ございませんでした。

議長 では、報告第6号につきまして、ご意見、ご質問ございませんか。

(意見・質問)

議長 それでは、これをもちまして上程いたしました全ての日程を終了いたします。
その他につきまして、事務局よりお願いいたします。

事務局 次会開催日報告

議長 それではこれで、平成28年第5回の委員会を終了いたします。慎重審議ありがとうございました。